

横浜市監査委員公表第15号

住民監査請求に係る勧告に基づき市長が講じた措置の公表  
(青少年の居場所づくりモデル事業に関するもの)

住民監査請求に係る勧告に基づき市長が講じた措置の通知があったので、地方自治法  
(昭和22年法律第67号) 第242条第9項の規定により公表する。

平成17年12月9日

横浜市監査委員	一	杉	哲	也
同		須須木	永	一
同		田野井	一	雄
同		高橋		稔

通知内容

「青少年の居場所づくりモデル事業に関する住民監査請求」に係る  
勧告に基づき講じた措置について（通知）

平成17年10月4日付、監行第132号で通知されました勧告に基づき、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第242条第9項の規定により通知します。

市 民 局

勧告の内容	措置結果
<p>市長は、2箇月以内に、本件監査において認められた市の損害の補填のため、関係職員及び当該団体に対して必要な措置をとられたい。</p>	<p>当該団体と勧告への対応について協議したところ、団体から、監査結果を鑑み、勧告で指摘された損害相当の補助金返還の申し出がありました。</p> <p>当局としましては、この補助金の返還を受領することにより、市の損害が補填されると考え、団体からの申し出を受け、平成17年11月28日、補助金の返還を受領しました。</p>